



いじめ防止基本方針

令和7年4月

前橋市立勝山小学校

勝山小いじめ防止基本方針

前橋市立勝山小学校

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

<学校教育目標>

地域文化の伝統を尊重し、健康で学ぶ意欲を持ち、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成

<具体目標>

- 目指す児童像
- ☐ か 考えられる勝山っ子 (知)
 - ☐ つ 強くて健康な勝山っ子 (体)
 - ☐ や 優しい勝山っ子 (徳)
 - ☐ ま 前向きな勝山っ子 (キャリア)

教師像 全ての子どもを愛し、教師としての力を高め、子どものよさを認め伸ばせる教師

学校像 安全で安心な環境のもと、全ての子どもが成長できる温かく居心地のよい学校

<いじめ防止のための目指す児童像>

- ◎心豊かで、たくましく生きる児童 ○優しい言葉がけができ、思いやりのある行動がとれる児童
- 前向きな気持ちと役立つ思いをもち、よく働ける児童 ○嘘をつかない児童
- 「ありがとう」と「ごめんなさい」の言える児童

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

→けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。

【いじめ解消の定義】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはできず、次の2つの要件が必要である。

- ①少なくとも3ヶ月の間、いじめに係わる行為が止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（本人・保護者に確認）

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭・地域・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は、適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止組織（「勝山小いじめ防止委員会」と称する）の設置

いじめ防止等の対策のための組織「勝山小いじめ防止委員会」（生徒指導委員会に準ずる）を設置する。

<構成>

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、（該当学級担任）、SC（必要に応じて協力要請）

<役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置付けられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④校内の規則の設定と見直し、「勝山小いじめ防止基本方針」の作成と見直し。

<開催>

月1回の生徒指導委員会を行い、必要に応じてその他にケース会議を行う。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止に向けた具体的な取り組み

（1）「わかる」授業づくり

- ・授業の基本スタイルを基本とした「めあて」と「まとめ（振り返り）」のある授業の実施
- ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を生かした授業づくり

（2）学習規律の徹底

- ・チャイム着席、チャイム始業
- ・授業中の正しい姿勢
- ・話し方（発表の仕方）と聞き方の指導
- ・保護者と連携し、忘れ物防止に努める

（3）学習集団づくり

- ・話し合い活動、学び合い活動の充実
- ・「ちがいがいい」や「よさ」への気付きと認め合いができる学級活動の実施
- ・個々を認めた居場所づくり

（4）児童会活動の充実

- ・本校は人権学習週間を年2回設定し、重点化した人権学習を実施している。その中で年度当初に思いやりスローガンを掲げ、学校全体として統一した取り組みを進めている。
- ・児童主体の「あいさつ運動」を日常的に実施し、児童が主体的に取り組めるよう支援する。
- ・「なかよし集会」を通じて、児童がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

（5）環境づくり

- ・一人一人の児童が学級に所属感をもてるような掲示物の工夫と、授業に集中して取り組めるよう教室のユニバーサルデザイン化を進める。
- ・発達障害等の特性について適切に理解した上で、一人一人を大切にしたい指導に努める。
- ・思いやり作品を各学年の掲示板に掲示する。
- ・「思いやりの木」を育てる活動を通して、友だちのよいところを見つけられるよう働きかける。
- ・学校行事や児童会活動、毎日の授業において児童が活躍した様子を廊下に掲示したり、ホームページに掲載したりする。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、しっかりと考え、考えを深め広げられるように道徳の授業を充実させる。
- ・道徳の授業を核としながら、すべての教育活動を通して児童の道徳性を育む。
- ・「なかよし集会」を核とした、児童が主体的にいじめ防止活動に参画する機会の設定。
- ・人権週間の標語、ポスター等の取り組みを充実させ、それを紹介することにより、学校・地域全体で人権の意識向上に努める。
- ・教員の人権感覚を高めるために、チェックリストを配布し、日頃の言動を意識する。教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう相互点検の機会を設定する。

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・縦割り活動、委員会活動、各係活動などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担や協力の必要性に気付かせたりする。
- ・「ふるさとまつり」で、地域の人たちや文化に触れることで、自分たちの故郷を大切にする心を育む。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・児童には情報モラル教育を計画的に推進し、保護者に対してはネットモラルや現状の問題について啓発する講演会を設定していく。
- ・保護者に対して学級懇談会や学年通信を通じて十分な啓発を行い、家庭での指導や観察を促す。

(9) 学校間の連携や家庭、他機関との協力体制の整備

- ・入学前の情報交換、卒業後への情報提供など幼保小中連携の強化
- ・サポート会議や PTA 会議、学校職員会議、地区懇談会などから情報を受信するとともに、地域との連携を継続する。
- ・Web ページなどを活用して基本方針やその他の情報発信をする。
- ・いじめ防止の取組が成果を上げているかを学校経営評価や保護者アンケートを元に検証し、改善点等についての意見を検討する機会を設定するなど、PDCAサイクルに基づく改善を行う。

(10) いじめに関する校内研修の実施

- ・いじめに関する校内における研修を計画的に実施し、共通理解のもと組織的に対応できる体制作りを推進する。

4 早期発見に向けた具体的な取り組み

(1) 児童の声に耳を傾ける

- ・朝の会、帰りの会の声や表情、健康観察、保健室の来室状況を担任がしっかりと把握する。
- ・「気になる児童」「協議を有する児童」を、生徒指導記録に記入するとともに、月末の生徒指導委員会で共有・協議し、解決に努める。
- ・担任によるチャンス相談の実施（相談した児童が安心して生活できる対応に努める）→安心して相談できる
- ・毎月1回 こころのアンケートの実施及び質問項目等の見直し改善
(回答をまとめ、共通理解する。訴えのある場合は、担任が必ず面談し、聞き取りをすること。)
- ・SC や養護教諭による悩み相談の実施
- ・ノート、日記指導
自主学習ノートや一行日記などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童の行動を注視する

- ・気になる児童の様子や現状について、職員会議や生徒指導委員会を通じて情報を共有する。
- ・「暴力を伴ういじめ」や「言葉や態度での集団的ないじめ」を目撃、確認した場合は、速やかに止める等、き

然とした態度で指導し、いじめや暴力行為を許さない学級・学校を作る。

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解し対応する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年、学級保護者懇談会において、いじめと疑われる事実がある際の学校への連絡をお願いする。
- ・家庭での送り出し、迎え入れ時の児童の様子をよく見るよう呼びかけるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。
- ・民生委員・児童委員、区長会、中学校 PTA 役員、交通指導員、ウォーキングバス協力者等の地域人材・関係諸機関と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する

5 早期解消に向けた取り組み

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「臨時生徒指導委員会」を開き、迅速な対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援とケア、いじめを行った児童への指導とケア、その保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。
- (5) いじめが解消したと思われるケースにおいても、事後の経過観察を3ヶ月以上行い見守る。
- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置（面談や連絡）を講じる。
- (7) 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ①重大事態が発生した旨を、前橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②前橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を行う。
 - ・いつ（いつ頃から）、誰から行われたか、どのような態様で、発生の背景や経緯、学校の対応等について、事実関係を可能な限り、明確に調査し記録する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤法を犯す行為が認められるときには、前橋市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

7 勝山小学校いじめ防止に関する年間計画

	いじめ防止等に関する取り組み		
	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	連携・その他
4月	思いやり作品の掲示・確認 1年生を迎える会	「こころのアンケート」	
5月	縦割り活動 各学級「思いやり目標」の決定 児童会「思いやり目標」の決定 思いやり週間 なかよし集会 あいさつ運動の実施	「こころのアンケート」 教育相談	春のいじめ防止強化月間 学級懇談会 不登校対策会議 PTA 総会
6月		「こころのアンケート」	
7月		「こころのアンケート」	いじめ防止フォーラム
8月	人権教育に関する職員研修	「こころのアンケート」	
9月	運動会練習、準備（学年ブロック や縦割り班での活動）	「こころのアンケート」	
10月	縦割り遠足	「こころのアンケート」	
11月	ふるさとまつり 校内図工作品展	「こころのアンケート」 教育相談	児童虐待防止月間 学警連 六中校区内不登校対策会議
12月	人権集中学習 思いやり週間、人権標語 各学級「思いやり目標」の反省	「こころのアンケート」	冬のいじめ防止強化月間
1月		「こころのアンケート」	
2月	なかよし集会 校内書き初め作品展 ありがとう集会	「こころのアンケート」	学級懇談会 六中ワイド相談
3月	6年生を送る会	「こころのアンケート」	

※令和7年3月改定